

神奈川県監査委員公表第 13 号

監査の結果により講じた措置の内容について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定に基づき、神奈川県知事から監査の結果に基づき講じた措置の内容について通知があったので、次のとおり公表する。

令和 8 年 9 月 4 日

神奈川県監査委員 大 竹 准 一
同 吉 川 知恵子
同 中 家 華 江
同 長 田 進 治
同 近 藤 大 輔

- 1 措置の対象となった監査の結果
令和 8 年 3 月 23 日神奈川県監査委員公表第 2 号で公表した不適切事項又は要改善事項のうち教育委員会を除く 6 団体に係る 10 事項
- 2 監査の結果及び講じた措置の内容
- (1) 健康医療局
＜財政援助団体等＞

監査実施 団 体 名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
地方独立行政 法人神奈川県 立病院機構	令和 7 年 11 月 11 日及び令和 8 年 2 月 27 日 （令和 7 年 9 月 24 日から同 月 26 日まで及 び同月 29 日職 員調査）	（不適切事項） 1 契約事務において、令和 6 年度人事・給与システム 用ミドルウェア保守委託契 約（契約額 1,068,320 円）の 履行確認に当たり、地方独 立行政法人神奈川県立病院 機構契約事務取扱規程に基 づく検査調書を作成してい なかったにもかかわらず、 この場合に同規程により必 要とされる支出に係る会計 伝票への履行確認した旨の 記名又は押印をしていなか った。 2 会計事務処理において、 次のとおり誤りがあった。 (1) 神奈川県立足柄上病院 2 号館のアスベスト除去 費用に係る資産除去債務 について、除去費用に重 要な見積りの変更が生じ た場合には、資産除去債 務及び関連する有形固定 資産の帳簿価額を変更す べきところ、令和 5 年度	不適切事項については、次 のとおり措置した。 1 契約事務については、担 当者の履行確認についての 理解が不足していたことに 加え、決裁過程におけるチ ェック機能も働いていなか ったことによるものである。 今後は、このようなこと がないよう、所属内で地方 独立行政法人神奈川県立病 院機構契約事務取扱規程に 関する正しい理解を共有す るとともに、決裁の過程に おいて、複数の職員による 確認体制を強化することに より再発防止に取り組み、 適正な事務執行に努める。 県は、今後の適正な事務 執行について、指導した。 2 会計事務処理について は、次のとおりである。

		以後に把握された除去費用の増額分154,615,527円については、資産除去債務及び建物の帳簿価額への追加計上を行っていなかった。 (2) セグメント間の共通経費である業務システム用機構ネットワーク基盤の運用・保守業務委託契約に係る令和6年度の支払額15,229,126円について、各セグメントのうち神奈川県立足柄上病院など5病院への配賦に当たり、誤って令和5年度の配賦基準を用いて算定したため、神奈川県立精神医療センターなど2病院への配賦額が計63,282円過大であり、神奈川県立こども医療センターなど3病院への配賦額が計63,282円過小であった。	(1) 神奈川県立足柄上病院2号館のアスベスト除去費用に係る資産除去債務については、組織として会計処理を誤認し、チェックも不十分であったものである。 今後は、このようなことがないように、会計処理に十分留意し、組織内で正しい会計処理方法を共有することに加え、複数の職員によるチェック体制の強化により、適正な事務執行に努める。 県は、今後の適正な事務執行について、指導した。 (2) 業務システム用機構ネットワーク基盤の運用・保守業務委託契約に係る令和6年度の支払額については、令和6年度分のセグメント間の共通経費の配賦処理において、配賦処理に使用するExcelシートを毎年度継続して使用する中で、配賦基準の適用年度に係る確認が不十分であったことから、誤って前年度の配賦基準を使用したことによるものである。 今後は、このようなことがないように、監査結果を受けて課内で事案を周知し、配賦基準の適用年度に関する確認について、担当者による確認に加え、上席者による確認を行うなど複数人によるチェック体制を徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 県は、今後の適正な事務執行について、指導した。
公立大学法人	令和7年11月	(不適切事項)	

神奈川県立保健福祉大学	7 日及び令和 8 年 2 月 19 日（令和 7 年 9 月 22 日及び同月 24 日から同月 26 日まで職員調査）	支出事務において、液体窒素購入代 1 件、2,816 円について、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学会計事務取扱規程で定める期限までに支払を行っていなかった。	不適切事項については、立替払請求者及び経理担当課の進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、教職員向けの注意喚起を行うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 また、経理担当課においては、立替払いにより調達した物品の検収を行った各職員が進捗管理を徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 県は、今後の適正な事務執行について、指導した。
公益財団法人神奈川県生活衛生営業指導センター	令和 8 年 2 月 4 日（令和 7 年 10 月 22 日職員調査）	（不適切事項） 会計事務処理において、令和 7 年 6 月に支給する期末手当及び勤勉手当の支給見込額 3,274,012 円のうち令和 6 年度の負担に属する 2,182,673 円について、当期の費用としての賞与引当金への繰入れ及び当期末の負債としての賞与引当金の計上を行っていなかった。	不適切事項については、会計処理規程の理解が不十分であったことによるものである。 指摘を受け、令和 8 年度予算から当期の費用としての賞与引当金への繰入れを行うように、令和 8 年 3 月 3 日に理事会の承認を得た。上記意思決定を受け、令和 7 年度決算から当期の費用としての賞与引当金への繰入れ及び当期末の負債としての賞与引当金の計上を行い、令和 8 年 6 月 4 日に理事会の承認を得た。 今後は、このようなことがないように、会計処理規程の勉強会を行い、全職員で改めて適正な処理手続を共有することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 県は、今後の適正な事務執行について、指導した。

(2) 産業労働局

<財政援助団体等>

監査実施団体名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
地方独立行政法人神奈川県立産業技術総	令和 7 年 11 月 17 日及び令和 8 年 2 月 19 日	（要改善事項） 1 地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所	要改善事項については、次のとおり措置した。

合研究所	(令和7年10月8日から同月10日まで職員調査)	(以下「研究所」という。)の機械警備業務委託契約について、耐用年数を踏まえた長期継続契約とすることにより競争入札とすることが可能であったにもかかわらず、単年度で契約を締結しており、予定価格が200万円を超えないことから、随意契約を行っていた。 (以下令和8年3月23日神奈川県監査委員公表第2号中、第8監査の結果2(1)ウのとおり) 2 地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所(以下「研究所」という。)が、県からの運営費交付金を財源として、自らが作成した財務諸表に対する意見等を表明することなどを目的に、任意で監査法人に委嘱している監査(以下「本件財務諸表等監査」という。)について、地方独立行政法人法(以下「法」という。)第35条第1項の規定に基づく会計監査人の監査(以下「法定の会計監査人監査」という。)に準じたものとして実施されているのに、監査法人による監査報告を一般の閲覧に供しておらず、また、監査法人の選定過程に第三者性を介在させていなかった。 (以下令和8年3月23日神奈川県監査委員公表第2号中、第8監査の結果2(1)ウのとおり)	1 これまで単年度契約であった機械警備業務委託については、第3期中期計画期間(令和9年度から令和13年度まで)内において長期継続契約が実現できるよう入札準備を行うこととした。 県は、今後の適正な事務執行について、指導した。 2 地方独立行政法人法に基づく会計監査人の監査に準じた監査については、監査法人による監査報告を、令和7年度財務諸表等公開時から一般の閲覧に供することとした。また、監査法人の選定において、令和9年度の会計監査人の監査から第三者を審査委員とするプロポーザル審査会を経ることとした。 県は、今後の適正な事務執行について、指導した。
------	--------------------------	---	--

(3) 県土整備局

<財政援助団体等>

監査実施団体名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県道路公社	令和7年11月4日(令和7年9月29日及	(不適切事項) 契約事務において、首都高ドライブマップへの広告掲載	不適切事項については、担当者の神奈川県道路公社会計

	び同月30日職員調査)	契約（契約額1,650,000円）の締結に当たり、神奈川県道路公社会計規程に基づき契約書を作成しなければならない場合であったにもかかわらず、契約書の作成を省略していた。	規程に対する理解が不足していたことに加え、決裁過程におけるチェック体制が機能していなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、関係職員に周知し、同規程に対する正しい理解を共有するとともに、決裁過程において、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 県は、今後の適正な事務執行について、指導した。
神奈川県公園協会・サカタのタネ・サカタのタネGSグループ	令和8年2月18日（令和7年11月6日及び同月7日職員調査）	（不適切事項） 指定管理者事務において、次のとおり誤りがあった。 1 指定管理者が業務を第三者に委託した植物の配植、管理業務委託契約（単価契約、支払額13,435,343円）について、当該第三者が、さらに他の第三者に業務の一部を委託する場合は、相模原公園の管理に関する基本協定書に基づき、あらかじめ県の承認を得るべきところ、これを行っていなかった。 2 グリーンハウス館長及び公園の副園長業務委託契約ほか1件（単価契約、支払額計17,535,166円）について、相模原公園の管理に関する基本協定書に基づき、業務委託実績報告書に業務の実績を記載すべきところ、これを行っていなかった。	不適切事項の指定管理者事務については、次のとおり措置した。 1 指定管理者が委託した業務をさらに他の第三者へ委託した際に県の承認を得ていなかったことについては、相模原公園の管理に関する基本協定書の規定について指定管理者担当職員の理解や確認、指定管理者と業務委託先の担当職員間の意思疎通が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、指定管理者は、グループ代表企業の事故・不祥事防止会議や事務担当者に向けた研修会等を開催し、関係者で基本協定書の規定内容を共有するとともに、受委託職員相互で確認を十分に行うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 県は、今後の適正な事務執行について、指導した。 2 業務委託実績報告書に業務の実績を記載していなかったことについては、相模原公園の管理に関する基本協定書の規定について指定管理者担当職員の理解や確

			認が不十分であったことに加え、決裁の過程における複数の職員による確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、指定管理者は、グループ代表企業の事故・不祥事防止会議や事務担当者に向けた研修会等を開催し、関係者で基本協定書の規定内容を共有するとともに、決裁の過程における複数の職員による確認を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 県は、今後の適正な事務執行について、指導した。
--	--	--	---